

令和7年8月吉日

各都道府県教育委員会教育長 様
各市区町村教育委員会教育長 様
各都道府県国語教育研究会長 様
各 学 校 長 様
各 関 係 者 様

全日本中学校国語教育研究協議会
会長 中 嶋 富 美 代
北海道国語教育連盟
委員長 村 上 智 樹

第 54 回 全日本中学校国語教育研究協議会 北海道大会
第 80 回 北海道国語教育研究大会 札幌大会
(第三次案内)

研究主題 「言葉を通して、豊かな未来を創造する国語科の学び」

実践課題① 児童生徒自らが学びの主体となるための「問い」を生み出す単元・授業づくり

実践課題② 創造性の発揮に寄与する「学びのつながり」を意識した単元・授業づくり

本連盟では児童・生徒が主体的な学びを通して言葉の力を育むための授業を目指し、小学校と中学校とが連携して協同研究に取り組み、実りある大会の開催に向けて準備を進めてきました。大会では、児童生徒が学びの主体となるための「問い」を生み出す授業、創造性の発揮に寄与する「学びのつながり」を意識した授業について参加者の皆様と議論を深めたいと考えています。明日の授業に新たな可能性を見いだせる機会となりますよう、大会運営委員一同努力してまいります。多数の皆様の御参会を、雄大な自然に抱かれた「北の都」札幌でお待ちしております。

- 1 主催 全日本中学校国語教育研究協議会 北海道国語教育連盟
- 2 後援 文部科学省 北海道教育委員会 札幌市教育委員会
北海道小学校長会 北海道中学校長会
札幌市小学校長会 札幌市中学校長会 北海道書道教育連盟
- 3 期日 令和7年10月9日(木)、10日(金)
- 4 会場 1日目 ホテルライフオーポート札幌(札幌市中央区南10条西1丁目1-30)
2日目 札幌市内小中学校
日新小学校 二条小学校 緑丘小学校 北辰中学校
- 5 文部科学省講話 講師 鈴木 太郎 氏
文部科学省初等中等教育局教育課程課 教科調査官
国立教育政策研究所 教育課程調査官・学力調査官
- 6 記念講演 講師 作家 温 又柔 氏

7 大会日程

【10月9日 午後】

12:45	13:30	14:10	14:20	15:40	15:50	17:15	17:30	18:00
受付	開会式 主題解説	休憩	文科省 講話	休憩	記念 講演	閉会	全中国 理事会	情報交換会 レセプション

【10月10日 全日 小学校】（分科会Ⅱの会場は全て緑丘小学校です）

9:15	9:45	10:30	10:50	12:00	13:40	15:55	16:05
受付	分科会Ⅰ 公開授業	休憩	分科会Ⅰ 研究協議	昼食・休憩 移動	分科会Ⅱ 研究発表	休憩	閉会式

【日新小学校】札幌市中央区北8条西25丁目2番1号

【二条小学校】札幌市中央区南2条西15丁目

【緑丘小学校】札幌市中央区南10条西22丁目3番1号

【10月10日 全日 中学校】

9:25	9:55	10:45	10:55	12:00	13:00	16:10	16:20
受付	分科会Ⅰ 公開授業	休憩	分科会Ⅰ 研究協議	昼食 休憩	分科会Ⅱ 研究発表	休憩	閉会式

【北辰中学校】札幌市北区北18条西2丁目2番1号

8 分科会Ⅰ（公開授業/研究協議）10日午前

	分科会 番号	領域	学年	授業者	会場
小学校	1	話すこと・聞くこと	3年	札幌市立日新小学校 蝦名 朋子	日新小学校
	2	話し合うこと	2年	札幌市立二条小学校 畔川 耕一	二条小学校
	3	書くこと（説明）	1年	札幌市立二条小学校 岡 洋平	二条小学校
	4	書くこと（文学）	6年	札幌市立緑丘小学校 坂野 由美子	緑丘小学校
	5	読むこと（説明）	4年	札幌市立緑丘小学校 中島 幹太	緑丘小学校
	6	読むこと（文学）	2年	札幌市立日新小学校 下村 誠幸	日新小学校
中学校	7	話すこと・聞くこと	1年	北海道教育大学附属札幌中学校 高橋 翔太	北辰中学校
	8	書くこと	2年	札幌市立澄川中学校 安田 光佑	
	9	読むこと	1年	札幌市立新川中学校 窪田 貴文	
	10	言語文化（知識・技能）	3年	札幌市立八条中学校 原田 開斗	
	11	書写	2年	札幌市立宮の丘中学校 笹嶋 李果	

9 分科会Ⅱ（研究発表・協議）10 日午後

	分科会 番号	領域	提言（研究発表）者			会場
			全国	北海道	札幌市	
小学校	1	話すこと ・聞くこと		網走市立網走小学校 鈴木 大輔	札幌市立新琴似小学校 齊藤 優太	緑丘 小学校
	2	話し合うこと		北広島市立大曲小学校 高橋 敬二	札幌市立円山小学校 石戸谷 和喜	
	3	書くこと （説明）		帯広市立栄小学校 年代 恵香	札幌市立もみじの森小学校 山田 麻実	
	4	書くこと （文学）		北海道教育大学 附属釧路義務教育学校前期課程 石川 諒介	札幌市立宮の森小学校 桑村 優里	
	5	読むこと （説明）		岩見沢市立中央小学校 松村 さくら	札幌市立北都小学校 渡部 伸野	
	6	読むこと （文学）		北海道教育大学附属旭川小学校 小玉 光朗	札幌市立大倉山小学校 黒崎 健治	
中学校	7	話すこと ・聞くこと	千葉県君津市立周西中学校 室田 翼	恵庭市立恵北中学校 三上 有希	札幌市立もみじ台中学校 佐藤 尋之	北辰 中学校
	8	書くこと	神奈川県愛川町立愛川中学校 土持 知也	浜中町立散布小中学校 小野村 凜	札幌市立厚別南中学校 小島 玲菜 札幌市立清田中学校 関谷 有季	
	9	読むこと	滋賀大学教育学部附属中学校 永田 郁子	北海道教育大学附属旭川中学校 永井 悦美	札幌市立北都中学校 田中 大地	
	10	言語文化 （知識・技能）	山口県岩国市立灘中学校 中山 恵里加	美幌町立北中学校 豊島 祐司	札幌市立平岡緑中学校 山田 俊平	
	11	書写	石川県金沢市立紫錦台中学校 松原 美佳	帯広市立帯広第二中学校 片岡 勇也	札幌市立厚別北中学校 小椋 千寿子	

10 助言者

	分科会 番号	領域	助言者	
小学校	1	話すこと ・聞くこと	北見市立端野小学校 校長 加藤 智子	札幌市教育委員会 指導主事 廣川 友太
	2	話し合うこと	札幌市立もみじの森小学校 校長 江良 雅広	北海道教育庁学校教育局 主任指導主事 加藤 慎嗣
	3	書くこと （説明）	旭川市立近文第二小学校 校長 成田 麻友子	札幌市教育委員会 指導主事 高桑 陽子
	4	書くこと （文学）	札幌市立鴻城小学校 校長 石森 直記	北海道立教育研究所 主任研究研修主事 三谷 玖未
	5	読むこと （説明）	深川市立音江小学校 校長 江幡 佳代	札幌市立石山緑小学校 校長 須藤 慎也
	6	読むこと （文学）	札幌市立幌東小学校 校長 涌井 摩知子	北海道教育庁留萌教育局 主査 山本 泉美
中学校	7	話すこと ・聞くこと	千葉県木更津市立清川中学校 教頭 徳重 貴浩	北海道教育庁後志教育局 主査 大内 崇
	8	書くこと	神奈川県愛川町立愛川中原中学校 校長 中村 慎輔	釧路町立富原中学校 校長 太田 諭
	9	読むこと	滋賀県教育委員会 主査 立木 理絵	札幌市教育委員会 指導主事 鈴木 真之介
	10	言語文化 （知識・技能）	山口短期大学 教授 中村 浩	興部町立興部中学校 校長 上野 弘一
	11	書写	北海道文教大学 教授 佐々木 雅哉	北海道立教育研究所 主査 森田 雅彦

11 大会参加費・参加申込について

大会参加・レセプション参加・弁当申込は「近畿日本ツーリスト株式会社」に委託しています。
申込受付期間内に、専用ウェブサイトから手続きを行ってください。

【受付業務委託先】近畿日本ツーリスト札幌団体旅行支店（担当 高場・寺澤）

TEL：011-281-5434 Email：sapporo-kyoiku@or.knt.co.jp

大会参加費	一般 6,000円 学生 3,000円	大会参加申込専用サイトで、クレジット決済または銀行振込を選択してください。
2日目昼食	ご希望の方は大会専用ウェブサイトでお申し込みください。 お弁当代：1,300円	
レセプション	会場：ホテル ライフォート	参加費：7,000円（大会参加費とは別途） ＊北海道公立学校共済組合補助利用で5,000円
申込期間	令和7年7月1日(火)～9月12日(金)	
申込方法	右の二次元コードまたは下のURLから大会参加申込専用ウェブサイトに移動し、お申し込みください。  https://gtc2.knt.co.jp/kntfront/convention/CON00010.xhtml?t=T2000503407	
当日受付方法	マイページ内の「予約回答書」を御持参いただき、都道府県、所属、お名前を受付で確認します。	

12 問い合わせ先

大会事務局
〒062-0033 札幌市豊平区西岡3条12丁目1番1号 西岡中学校内
TEL 011-583-3560 Fax 011-583-1216
大会事務局長 米田 朋弘（札幌市立西岡中学校長）
Email： tomohiro.yoneta@city.sapporo.jp

第 54 回 全日本中学校国語教育研究協議会 北海道大会 第 80 回 北海道国語教育研究大会 札幌大会（宿泊ホテル追加版）

大会参加 申込みのご案内

この度は、「第 54 回 全日本中学校国語教育研究協議会 北海道大会」及び「第 80 回 北海道国語教育研究大会 札幌大会」の開催にあたり、宿泊及び弁当の斡旋手配を近畿日本ツーリスト㈱札幌団体旅行支店が担当させていただくことになりました。

受け入れ態勢には万全を期し、皆様にご満足いただけるようにお手伝いさせていただきます。

つきましては、下記のお申込み要項をご覧ください、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。

近畿日本ツーリスト株式会社
札幌団体旅行支店

1. 大会申込のご案内

1. 大会申込のご案内 旅行契約に該当しません。

- 日時 2025 年 10 月 9 日(木)、10 日(金)
- 参加費 一般 6,000 円 大学生 3,000 円
※大会運営委員会様の委託により、
近畿日本ツーリスト株式会社札幌団体旅行支店が代行集金させて頂いております。
※参加申込完了後 10 月 7 日(火)16:00 までの取消はご返金いたします。
10 月 7 日(火)16:00 以降の取消は返金できません。予めご了承ください。

2. レセプション申込のご案内 旅行契約に該当しません。

- 日時 2025 年 10 月 9 日(木) 18 時～20 時 ホテルライフオーブ札幌宴会場にて
- 参加費 7,000 円（北海道公立学校共済組合補助利用の方は 5,000 円）
※大会運営委員会様の委託により、
近畿日本ツーリスト株式会社札幌団体旅行支店が代行集金させて頂いております。
※北海道公立学校共済組合の補助を利用する方は組合員番号をフォームに入力してください。
※参加申込完了後 10 月 7 日(火)16:00 までの取消はご返金いたします。
10 月 7 日(火)16:00 以降の取消は返金できません。予めご了承ください。

2. 宿泊のご案内

1. 宿泊のご案内

近畿日本ツーリスト㈱札幌団体旅行支店が旅行企画・実施する「募集型企画旅行」です。

お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。

詳細は、「旅行条件書」の「申込条件」を確認のうえ、特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ずお申し出ください。

- 宿泊対象者 大会参加者
- 宿泊設定日 2025 年 10 月 9 日(木)(※10 日(金)チェックアウト分まで)
- 宿泊地 札幌市

日程表

スケジュール	日程	
	1 日目	各ホテル(泊)※各自チェックインしてください。
	2 日目	各ホテル(発)※各自チェックアウトしてください。

【食事回数】1泊朝食付・・・朝1回 1泊食事なし・・・食事なし

○旅行代金(宿泊プラン) お1人様1泊あたりの旅行代金です。

ホテル名	食事条件	部屋タイプ (全室バス・トイレ付)	旅行代金(1泊1人あたり・税込)	地区
			10月9日(木)	
ベッセルイン札幌中島公園	1泊朝食付	シングル(1名利用)	12,000円	中島公園 エリア
ホテルルートイン札幌中央	1泊食事なし	シングル(1名利用)	13,100円	すすきの エリア
東横INN札幌すすきの交差点	1泊食事なし	ダブル(1名利用)	13,100円	すすきの エリア

※ホテルルートイン札幌中央、東横INN札幌すすきの交差点は、ホテルより無料の朝食が提供されます。

※最少催行人員：1名

※添乗員は同行いたしません。

※旅行代金に含まれるもの：宿泊代金・食事代金(朝食付プランの場合)・消費税等諸税・サービス料

※旅行代金に含まれないもの：上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加にあたって通常必要となる費用を例示します。

●個人的性格の費用：①飲料代・クリーニング代・電話代など、②傷害、疾病に関する医療費、③任意の旅行傷害保険代

※相部屋の設定はございません。

※乗用車等の駐車は、駐車料金がかかります。直接ホテルにお尋ねいただき、お支払いください。

3. 弁当のご案内

1. 弁当のご案内

弁当手配は事務受託となり、旅行契約に該当しません。当日販売はいたしませんので事前にご予約ください。

- 昼食弁当

申込希望者
- 弁当受渡日

2025年10月10日(金) 12時10分～13時10分
- 受渡場所

緑丘小学校、北辰中学校
- 金額

1,300円(税込)

※ご変更・お取消の場合はお日にちによって取消料が発生いたします。

下記は弊社の営業日、営業時間内のご連絡頂いた時点が基準となります。

〔弁当の取消料〕

取消日	利用日の7日前～2日前まで	利用日前日	利用日当日・利用開始後
取消料	無料	50%	100%

4. お申込み方法・回答とお支払い方法

1. お申込み方法のご案内

- ① お申込みは、以下のURLより『新規申込』を選択し、お申込み手続きをお願いいたします。

申込ページURL：<https://gtc2.knt.co.jp/kntfront/convention/CON00010.xhtml?t=T2000503407>
- ② お申込み期限：2025年9月12日(金)まで

③ お申込み内容は申込ページよりマイページにログインのうえ、ご確認をお願いいたします。

④ お申込み後に変更・取消をご希望される場合は、sapporo-kyoiku@or.knt.co.jpまでご連絡をお願いいたします。

2. お支払い方法

- ① お支払い方法は、クレジットカードまたは銀行振込をご選択いただけます。

② **お支払い期限：2025 年 9 月 12 日（金）まで**

③ 銀行振込をご選択の場合は、請求書をお送りしますので、届きましたら期限までに指定口座へお振込みください。

口座情報：三菱 UFJ 銀行ききょう支店 普通口座 近畿日本ツーリスト株式会社 1780083

※振込手数料は、お客様のご負担をお願い申し上げます。

④ お客様との旅行契約の成立時期は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金のお支払いが完了した時点となります。

⑤ お支払い完了後、**9 月 25 日（木）**までに【予約回答書】(*PDF 形式)をマイページにアップロードいたします。

【予約回答書】の内容をご確認いただき、万が一相違の際はお手数でも早急に弊社へご連絡ください。

※領収証は電子領収証にて発行し、ご登録いただいたメールアドレスにお送りさせていただきます。
- ## 5. 変更・取消料について（ご宿泊部分）
- お客様のご都合により変更・取消される場合は、旅行代金に下記の取消料率を乗じて算出した取消料を申し受けます。
※取消日の基準は営業時間内となります。（営業時間を過ぎた場合は翌営業日の受付扱いとなります。）
※お電話での変更・取消は、聞き間違い等のトラブルの原因になりますので、必ずメールにてお願いいたします。
※原則として電話による変更・取消は受け付けできませんのでご了承ください。
- 〔宿泊の取消料〕
- | 取消日 | 旅行開始日の前日から
起算してさかのぼって | | 旅行開始日の
前日 | 旅行開始日の
当日
(旅行開始前) | 旅行開始後または
無連絡不参加 |
|------|--------------------------|--------------------|--------------|-------------------------|--------------------|
| | 20 日目～8 日目
までの取消 | 7 日目～2 日目
までの取消 | | | |
| 取消料率 | 旅行代金の 20% | 旅行代金の 30% | 旅行代金の 40% | 旅行代金の
50% | 旅行代金の
100% |
- ※お客様が、宿泊当日の 18 時まで連絡なく宿泊されなかった場合、無連絡不参加として扱わせて頂きます。
(この場合、旅行代金の返金はありません。)
- ## 6. 旅行企画・実施・お申込み・お問合せ
- 観光庁長官登録旅行業第 2 0 5 3 号
近畿日本ツーリスト株式会社 札幌団体旅行支店
〒060-0003
北海道札幌市中央区北 3 条西 2 丁目 2-1 NX 札幌ビル 6 階
TEL：011-281-5434
E-mail：sapporo-kyoiku@or.knt.co.jp
営業時間：10:00～17:00（月～金／土日祝日休業）
-
- 「第 54 回 全日本中学校国語教育研究協議会 北海道大会」
「第 80 回 北海道国語教育研究大会 札幌大会」担当者：寺澤 怜央／高場 美彩

■総合旅行業務取扱管理者： 中村 哲博
- ※休業日と上記営業時間外の取消・変更のお申し出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。
※ご不明な点がございましたら、上記の「第 54 回 全日本中学校国語教育研究協議会 北海道大会」、
「第 80 回 北海道国語教育研究大会 札幌大会」担当者までご連絡ください。
※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。
このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。
-
- 一般社団法人日本旅行業協会正会員
-
- ボンド保証会員
-
- 旅行業公正取引
協議会 会員
- 旅行条件算出基準日： 2025 年 8 月 8 日
登録番号： # 6044-2508-0025

ご旅行条件書（国内旅行）

■お申し込み

- (1) 申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。当社が定める所定の期日までに参加申込金を所定の方法でお支払いください。
＊申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）

■ウェーティングの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウェーティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客さまから「ウェーティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウェーティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

■申込条件

- (1) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (2) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、当社は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに同等とさせていただきます。）あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (3) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更することがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただきます。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- (4) 当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- (5) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）
- (6) 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- (7) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客さまとの旅行条件
- ①当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- ②通信契約の申込みの際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ③通信契約は、当社らが契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとし、
- ④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- (8) 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
- ①他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
- ②お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。
- ③お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- ④お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (9) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定書面

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定書面は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降に申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってももお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- (2) 複数で申し込んだお客さまの一方が契約を解除したために他のお客さまが一人部屋となったときは、契約を解除したお客さまから取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客さまから一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合（お客さまによる旅行契約の解除）

お客さまは、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあつては10日目）から8日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から2日目までの取消	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日（旅行開始前）	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

①当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

下記の場合は取消料はいたしません。（一部例示）

- ①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～9に定める事項をいいます。
- ②旅行代金が増額された場合。
- ③当社が確定書面を表記の日までに交付しない場合。
- ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例示）

- ①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行は3日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
- ③申込条件の不適合
- ④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
- ⑤お客さまが■申込条件(8)①から④のいずれかに該当することが判明したとき

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）また次のような場合は原則として責任を負いません、お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客さまが当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)（ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が生じた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客さまの責任

お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。お客さまは、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したとき、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客さまの交替

お客さまは当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

■個人情報の取扱いについて

※EUI在住の方はお問い合わせください。

イ、当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報を、電子的方法等で免税店等の事業者に提供いたします。

お申込みいただいた際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

ロ、当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客さまの旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報も、お客さまに傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客さまは、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

ハ、当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

二、上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。2023年4月1日改